

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県相模原市緑区橋本台一丁目8番21号

氏 名 三友プラントサービス 株式会社
代表取締役 小松 和史

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治

許可の年月日 平成28年11月28日

許可の有効年月日 平成35年8月31日

許可証確認用
複写及び他の使用目的は無効です

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 収集・運搬（ただし、積替・保管を除く。）に係るもの

(ア) 燃え殻、(イ) 汚泥、(ウ) 廃油、(エ) 廃酸、(オ) 廃アルカリ、(カ) 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、(キ) 紙くず、(ク) 木くず、(ケ) 繊維くず、(コ) 動植物性残さ、(サ) ゴムくず、(シ) 金属くず（自動車等破砕物を除く）、(ス) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、(セ) 鉱さい、(ソ) がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、(タ) ばいじん
（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 収集・運搬（ただし、積替・保管を含む。）に係るもの

(ア) 燃え殻、(イ) 汚泥、(ウ) 廃油、(エ) 廃酸、(オ) 廃アルカリ、(カ) 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く）、(キ) 紙くず、(ク) 木くず、(ケ) 繊維くず、(コ) 動植物性残さ、(サ) ゴムくず、(シ) 金属くず（自動車等破砕物を除く）、(ス) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く）
（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
許可証別紙1のとおり。

許可証別紙1

積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

産業廃棄物の種類	積替・保管場所の面積	最大保管量	保管高さ	数量	施設の所在地
燃え殻	9.1 m ²	17 m ³	4.4	1	千葉県東金市滝沢字藤井台631番1
汚泥	7.15 m ²	13.6 m ³	4.4	1	
	19 m ²	48 m ³	4.4	1	
廃油	11 m ²	7.2 m ³	4.4	1	
	7.15 m ²	10.6 m ³	4.4	1	
	19 m ²	42 m ³	4.4	1	
廃酸	11 m ²	7.2 m ³	4.4	1	
	7.15 m ²	10 m ³	4.4	1	
	19 m ²	42 m ³	4.4	1	
廃アルカリ	11 m ²	7.2 m ³	4.4	1	
	7.15 m ²	10 m ³	4.4	1	
	19 m ²	42 m ³	4.4	1	
廃プラスチック類	19 m ²	48 m ³	4.4	1	
	9.1 m ²	17 m ³	4.4	1	
木くず	9.1 m ²	17 m ³	2.61	1	
燃え殻	19 m ²	48 m ³	4.4	1	
汚泥	11 m ²	7.2 m ³	4.4	1	
廃プラスチック類	11 m ²	7.2 m ³	4.4	1	
紙くず	9.1 m ²	17 m ³	2.61	1	
木くず	19 m ²	48 m ³	2.61	1	
繊維くず	9.1 m ²	17 m ³	2.61	1	
動植物性残さ	7.15 m ²	13.6 m ³	2.61	1	
ゴムくず	9.1 m ²	17 m ³	2.61	1	
金属くず	9.1 m ²	17 m ³	2.61	1	
ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず	9.1 m ²	17 m ³	2.61	1	

3. 許可の条件

- (1) 他の収集運搬業者の搬入は認めないこと。また、搬出についても自らが行うこと。
- (2) 産業廃棄物を保管する時は、シートをかけるなど飛散流出を防ぐ措置を講じること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 3 年 8 月 31 日	更新許可
平成 20 年 8 月 7 日	変更許可 (4 品目の追加)
平成 23 年 9 月 1 日	更新許可
平成 24 年 8 月 1 日	変更許可 (「積替・保管を含む。」に変更)
平成 28 年 6 月 28 日	変更届 (役員変更)
平成 28 年 11 月 28 日	更新許可 (優良認定)

5. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。